

令和3年度（2021年度）第2次豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援  
及びデータ管理等業務仕様書

## 1. 業務の目的

本市では、平成30年（2018年）に第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、市域における温室効果ガス削減に向けて取組みを進めてきた。地域計画の中で「日常的な省エネルギー行動等の推進」を取組み項目として挙げており、COOL CHOICE 普及啓発事業の実施や省エネ相談やエネルギー見える化機器を活用するなどし、市民に環境負荷の少ない生活様式の浸透を図ってきたが、生活様式が多様化する中で、幅広い市民層に環境負荷の少ないライフスタイルを周知啓発できていない状況であり、新しい取組みの検討が必要とされている。

一方で、電力とガスの完全自由化により、従来の算定方法では市域のエネルギー使用量の正確な把握が困難になってきていることから、新たな算定方法を検討するとともに、市が重点を置くエネルギー分野の取組みを精査する必要がある。

また、本市は令和3年（2021年）2月には「豊中市・吹田市気候非常事態共同宣言」を行い、その中で2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて取り組むことを表明している。このため今後30年での目標達成に向けたロードマップを作成するとともに、市域の再生可能エネルギーの導入の増加に向けた取組みや、カーボンオフセットなど新しい取組みを早急に進めていくことが求められている。

令和3年度第2次豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援及びデータ管理等業務（以下「本業務」という。）では、こうした社会情勢等の変化を踏まえ、豊中市地球温暖化防止地域計画の中間見直しを行い、同計画素案に対する市民意見の募集を図り、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」を公表する。また併せて、令和2年度（2020年度）に行った「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理の支援として、「とよなかの環境（年度評価版）」の公表を行い市民意見の募集を図り、環境報告書「とよなかの環境」の公表に伴う業務を行う。さらに、庁内外の会議運営支援を行う。

## 2. 履行期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日（木）までとする。

## 3. 業務内容

### (1) 豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援

#### ① 豊中市におけるこれまでの取組み成果及び課題、社会動向整理

平成30年（2018年）3月の第2次豊中市地球温暖化防止地域計画策定以後の進捗状況を整理し、これまでの成果および課題整理を行う。整理にあたっては、海外や国のエネルギー政策の動向を注視し、創エネ・省エネ技術動向を勘案し整理を行う。

#### ② 市域における温室効果ガス算出方法の検討

データ収集方法を再検討し、市域における温室効果ガス算出方法の見直しを行う。また、排出量発生抑制見込の積み上げ式については、国のマニュアルやこの間の進捗管理の課題などを考慮し、必要に応じて算出方法の見直しを行う。

- ③ 2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けたロードマップの作成  
2050年までに実施する取組みの方向性と考え方の整理をするとともに、生活様式の変化を促す取組みや再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組み、カーボンオフセットの取組みの検討。
- ④ 「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」（案）の作成  
①～③を踏まえ、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」（案）を作成する。
- ⑤ 「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」（案）に対する市民意見整理  
市が実施するパブリックコメントに対する市民意見の整理と回答案の作成を行う。

## （2） 「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理支援

- ① 令和2年度（2020年度）活動実績及び代表指標に関するデータの整理、分析、考察  
市が収集したデータの整理及び図表の作成、及び上記データの要因分析とその考察による文書作成。
- ② 環境報告書「とよなかの環境」の作成  
令和2年度（2020年度）活動実績、代表指標及び審議会評価などをまとめた環境報告書「とよなかの環境（速報版）」、「とよなかの環境（本編）」及び「とよなかの環境（資料編）」の作成に関する公表用データ及び文書等原稿の作成、ホームページ公表用データの作成。

## （3） 会議等の運営支援

- ① 環境審議会（委員15人）の運営支援  
審議会議や学識経験者などとの事前打合わせへの参加、資料・会議録の作成、審議会運営の補助（年3回程度）
- ② 環境審議会温暖化対策部会（委員8人）の運営支援  
環境審議会温暖化対策部会推進部会や学識経験者などとの事前打合わせへの参加、資料・会議録の作成、推進部会運営の補助（年2回程度）  
※開催回数は変更になる可能性があります。会議資料等作成に係わり、編集集中のデータ及び確定後のデータは、市の担当者が容易に編集できる形式で提出すること

## 4. 業務執行体制

本業務の実施にあたっては、総括責任者及び複数名（2人以上）の担当者と構成するチームで取り組むこと。

## 5. 業務上の留意事項

### （1） 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、市と本業務の受託者が協議のうえ決定するものとする。

### （2） 受託者の義務

受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するよう努めるものとする。

る。

(3) 個人情報等の漏洩の禁止

受託者は、業務上知り得た個人情報その他の情報及び委託者の業務内容を漏らしてはならない。本契約の終了又は解除後においても同様とする。

(4) 協議・打合せ

常に市の担当職員と連絡を密にして業務を行うこと。業務の進捗状況については、市の担当職員の指示により適宜報告するものとする。本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市の担当者と必要に応じて協議・打合わせを行う。

(5) 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき及び協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容については市に報告しなければならない。

(6) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

(7) 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、市が所有し業務に利用できる資料は、市が受託者に貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、その一覧を作成のうえ市に提出し、業務完了時に返却すること。

(8) 検査及び引渡し

受託者は、業務完了後、速やかに成果品と業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

(9) 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

(10) 著作権

業務の実施に際して入手・利用した情報等は整理したうえで、市に提供するとともに、業務の成果品に関して発生する著作権等は市に帰属するものとする。

(11) 業務引継ぎ

受託者は委託業務履行期間満了前に市の担当職員又は市の指定する者に、業務内容及びノウハウの引継ぎを行うものとする。

## 6. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出するものとする。

(1) 業務の着手時

- ① 着手届
- ② 総括責任者届
- ③ 体制表
- ④ 業務実施工程
- ⑤ 業務計画書

- ⑥ その他市が指定する書類
- (2) 業務の完了時
  - ① 業務完了届
  - ② その他市が指定する書類

## 7. 成果品

- (1) 「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」の公表用データおよびパネル
- (2) 「とよなかの環境（速報版）」、「とよなかの環境（本編）」及び「とよなかの環境（資料編）」の公表用データ、パネル、及びパワーポイント
- (3) 会議録（会議翌日に概要、会議後1週間以内に会議録の提出）

## 8. 納品

業務完了報告書及び成果品はワード、エクセル、パワーポイント等により、紙ベースと加工可能な電子データ（CD-R等）で納品すること。

## 9. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事柄が発生した場合、両者（委託者・受託者）の協議により決定する。
- (2) 必要に応じ、公募型プロポーザル方式における受託者からの提案内容を反映するものとする。
- (3) 不当介入に対する報告、届出等
  - ① 受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
  - ② 報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
  - ③ 受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。